

## 自立支援介護講師認定事業運営規程

### 1. 目的

一般社団法人日本自立支援介護・パワーリハ学会（以下「学会」という）は、会則第3条第7項に基づき、自立支援介護講師認定試験（以下「認定試験」という）の事業を実施するため本規程を設ける。

### 2. 認定試験審査会

- 1) 認定試験を円滑に実施するため、学会内に認定試験審査会を設ける。
- 2) 審査会委員は若干名とし、学会の会員から適任と思われる者を選び、会長が委嘱する。

### 3. 認定試験の実施

- 1) 認定試験は原則年一回実施し、その告示は学会ホームページにて行う。
- 2) 認定試験要領は別に定め、受験者に周知する。
- 3) 受験料は別に定める。

### 4. 受験資格

認定試験の受験資格は、学会会員のうち、法人会員・施設会員・個人会員Aのいずれかであり、かつ以下の要件のいずれかを満たしている者とする。

- 1) 自立支援介護を継続的に（概ね3年以上）実践し、当学会主催の研修会等で積極的に活動（助言等）をおこなっている者。
- 2) 日本自立支援介護・パワーリハ学会学術大会で、自立支援介護における演題発表を行った経験がある者。
- 3) 「介護」専攻の大学院を修了もしくは見込みで、1) と同等の能力を有すると思われる者。

### 6. 合否

- 1) 認定試験終了後速やかに認定試験審査会を開催し、合否について検討し、会長に報告する。
- 2) 認定審査会の検討結果を踏まえ、合否は、会長が決定する。

## 7. 認定証の発行

- 1) 学会は、合格者に対し、「自立支援介護講師認定証」（以下「認定証」）を交付する。
- 2) 認定証の発行日は、令和5年度より試験翌年度の4月1日とする。
- 3) 認定証の有効期間は5年とし、更新を希望する際は、別に定める「自立支援介護講師認定運営規程細則～自立支援介護講師更新制度について」に基づき所定の要件を満たさなければならない。

## 8. その他

本規程に定めのない事項は、都度学会で協議し、定める。

本規程は、令和4年8月12日より施行する。